

各 位

会社名 株式会社メルディアDC
代表者名 代表取締役 田中 一也
(コード：1739、東証グロース市場)
問合せ先 取締役執行役員経営管理本部長 榊原 拓也
電話番号 06-4866-5388

コンプライアンス体制及び反社チェック体制の改善策の策定に関するお知らせ

当社は、2023年8月15日付「親会社の「第三者委員会の調査報告書公表等」に関するお知らせ」に記載のとおり、本報告書にて指摘された当社のコンプライアンス体制及び反社チェック体制の課題及び問題点と改善案の提言を真摯に受け止め、検討を重ねてまいりました。

本日開催の取締役会において、コンプライアンス体制及び反社チェック体制の改善策について決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

株主、お取引先をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますことを改めて深くお詫び申し上げます。今後、改善策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいりますので、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

当社の改善策の概要

(1) 役職員に対するコンプライアンス意識の醸成

当社及び当社連結子会社のすべての役員・従業員のコンプライアンス意識の向上のため、当社代表取締役がコンプライアンスの重要性のメッセージを定期的に発信するとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的・継続的に実施し、コンプライアンス意識の向上を図ります。

また、浸透度合いを測る目的でのコンプライアンス意識調査を実施いたします。

(2) 取締役会等の監視機能の強化等

①各取締役による実効性の高い監督機能強化の推進

当社取締役会は、改善のための施策が実効的に進められているかを注視し監督責任を果たしてまいります。監督機能の実効性を高めるべく、経営課題に即した体制・構成の確保、実質的な審議を図るための運営面の改善を継続します。

また、社外取締役との意見交換会を実施する等、情報提供のさらなる充実を行い、社外取締役の積極的な参画の機会拡大を図ってまいります。

②内部監査機能の強化

親会社を含めた関係会社と連携を深めグループ全体で内部監査機能の強化及びコンプライアンスの実効性を高めてまいります。

また、コンプライアンス委員会の見直しを行い、経営上のリスクに関する報告及び協議と、その管理状況を確認できる体制のさらなる強化を図ります。

さらに、内部通報に関する信頼の醸成のため、内部通報規程の再整備を行い、内部通報制度・通報相談窓口の周知活動及び教育を実施いたします。

(3) 社外役員に対する情報連携ルートの構築

社外役員による重要会議の資料及び内部監査室の情報へのアクセス体制の見直しを行い、より広範に重要な管理資料にアクセスできるように情報共有に係る体制を整備いたします。

また、社外役員の役割と責任を十分に遂行可能な情報伝達のために、取締役会に上程される議題・報告事項に関して、これらを所管する担当取締役及び従業員から適切な情報を吸い上げたうえで、その内容が適時・適切に社外役員を含む取締役会に提供及び事前の説明が実施されるよう、取締役会の事務局機能を担う人員を配置し、当該事務局が社外役員との間で綿密なコミュニケーションを取ることで、社外役員への適時・適切な情報共有が行われる体制を構築いたします。

さらに、社外役員と業務執行部門との意見交換会の開催等を定期的に行う等、一般の従業員にとっても社外役員を身近に感じてもらえるような工夫を講じることで、社外役員に対する情報提供ルートが実効性あるものとして有効に機能し得るように対策を講じてまいります。

(4) 反社チェック体制の改善

①エビデンスに基づく承認判断徹底

エビデンスに基づく承認判断が徹底されるようにワークフローシステムの再構築を行うなど、現行の業務フローの見直しを行います。

②反社チェック担当部署（経営企画部）のリソース拡充

当社グループの事業規模とビジネスモデルを考慮し、担当者の人員補充及び専門人材の登用や外部サービスの利用を検討するなど担当部署のリソース拡充を図ることで、規程に従った網羅的な継続取引先調査の実施など、反社チェックがルールどおり運用される環境の整備を行います。

なお、反社チェック担当部署は従前の内部監査室から経営企画部へ移管をいたします。

③実質判断の合理性を担保する仕組みの構築

懸念先に対する最終判断の合理性を検証できるようにするため、取引実施における決裁プロセス・根拠資料の添付を義務付けるなど反社チェックの運用の見直しとマニュアルを改訂し、ルールを明確化いたします。

また、外部サービスの活用など、最終判断権者（経営管理本部長）による恣意的な運用を排除する仕組みの構築を行います。

④直接取引先以外に対する反社会的勢力を排除するための措置

反社会的勢力による関与は直接的な取引先以外に生じることが考えられるため、直接的な取引先以外、例えば、新規取引先の紹介者や、当社及びそのグループ会社の下請業者にとっての取引先等に対しても、反社会的勢力を排除するためのルールを定め、措置を講じてまいります。

以上